

岩手県告示第 791 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり松川淡水漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成 19 年 11 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 松川淡水漁業協同組合

(2) 住所 八幡平市大更 35 地割 62 番地

2 漁業権の免許番号 内共第 24 号

3 変更の内容

第 4 条中「岩手郡松尾村」を「八幡平市」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成 19 年 11 月 16 日